

箕面市点字図書購入費用給付事業実施要綱

平成十三年五月十四日 箕面市訓令第四十一号

改正 平成二十年五月 一日 箕面市訓令第三十九号

改正 平成二十四年七月六日訓令第五十五号

改正 平成二十五年二月七日訓令第七号

（目的）

第一条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七十七条の規定により市が実施する地域生活支援事業のうち日常生活用具給付事業として、図書又は刊行物を点訳したもの（以下「点字図書」という。）を情報の入手手段とする視覚障害児者に対し、点字図書の購入に必要な費用の一部を給付することにより、点字図書による情報の入手を容易にし、もって当該障害児者の福祉の向上を図ることを目的とする。

（点字図書の範囲）

第二条 購入費用の給付対象となる点字図書は、月刊誌及び週刊誌を除く点字図書又は点字毎日とする。

（対象者）

第三条 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき市の住民基本台帳に記録されている者又は法第十九条第三項の規定により市が介護給付費等の支給決定を行った者。ただし、市の住民基本台帳に記録されている者のうち、同項の規定により他の市町村が介護給付費等の支給決定を行った者を除く。

二 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者障害程度等級表による視覚障害の級別が一級又は二級の者

（給付限度額等）

第四条 点字図書購入費用として市が給付する額は、対象者一人当たり一会計年度に六タイトル又は二十四巻を限度（辞書、辞典等で二十四巻を超えて一括購入しなければならないものを除く。）とし、購入を希望する点字図書の価格から一般図書の購入価格相当額を減じた額とする。

（給付の申請）

第五条 点字図書購入費用の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、点字図書購入費用給付申請書（様式第一号）に点字図書の出版業者が発行する証明書（以下「点字図書発行証明書」という。）を添付し、市長に提出するものとする。

2 前項の点字図書発行証明書は、次の各号に掲げる事項が記載されたものとする。

- 一 申請者の氏名
- 二 申請者の住所
- 三 点字図書の名称
- 四 出版施設名
- 五 冊数
- 六 価格
- 七 自己負担額

（決定）

第六条 市長は、前条第一項の規定による申請書の提出があったときは、給付の可否を決定し、重度障害者等日常生活用具給付決定通知書（点字図書）（様式第二号）又は重度身体障害者等日常生活用具給付却下通知書（点字図書）（様式第三号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により点字図書購入費用の給付を決定したときは、

点字図書発行証明書に点字図書購入費用を給付する旨の証明を行い、申請者に交付するものとする。

（費用の支払い）

第七条 点字図書購入費用の給付は、点字図書を納品した業者からの請求により支払うものとする。

（委任）

第八条 この要綱に定めるもののほか、点字図書購入費用の給付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行し、平成十三年四月一日から適用する。

附 則（平成二十年訓令第三十九号）

（施行期日）

1 この要綱は、訓令の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に申請書を受理しているものに係る点字図書の購入に必要な費用の一部の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年七月六日訓令第五十五号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成二十四年七月九日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に申請書を受理しているものに係る点字図書購入費用の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年二月七日訓令第七号）

この要綱は、平成二十五年四月一日から施行する。